

民間教育事業者における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
1 版



令和2年8月20日

目次

はじめに.....	1
1. 感染症対策の基本的な考え方.....	1
2. 感染症の状況別の対応について.....	1
(1)国内で感染が発生した時期.....	1
(2)新規感染者数が増加・感染がまん延している時期.....	1
(3)新規感染者数が限定的となった時期.....	2
(4)新規感染者数が再び増加している時期.....	2
3. 感染症拡大防止対策について.....	2
(1)受講生向け・従業員向け・事業所内での感染拡大防止対策.....	2
(2)休業・再開の考え方.....	4
(3)指導形態の考え方.....	5
4. 受講者や従業員に感染症の疑いがある場合や感染が判明した場合.....	5
(1)感染症の疑いがある場合の対応.....	5
(2)感染が判明した場合の対応.....	5
5. 参考資料.....	6

はじめに

本ガイドラインは、民間教育事業者における新型コロナウイルス感染予防の基本的な対策として取り纏めました。各事業者が所在する地域の状況に応じて、適切な対策を実施する際に、本ガイドラインをご参照いただき、具体的な感染予防対策を講じる一助となれば幸いです。なお、本ガイドラインの内容は、公的機関等の今後の対処方針の変更、新型コロナウイルスの感染の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

1. 感染症対策の基本的な考え方

日本国内において新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という)が発生した場合、感染を拡大させないためには、各民間教育事業者が最大限の対策を講ずることが求められる。具体的には、マスクの着用、手洗いやうがい、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策の他、密閉空間(換気の悪い密閉空間)、密集場所(多くの人が密集している場)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場)が重なる「3つの密」の状況を可能な限り避ける等、感染拡大のリスクが高い場の発生を避けることで、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することが重要である。

全都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法における緊急事態措置の対象地域となり、令和2年5月25日時点で緊急事態宣言が解除された。しかし再度の感染拡大が懸念されており、7月31日現在での新規感染者は全国で1,500人を超え、過去最高の感染者数を記録している。感染拡大を予防するためには、適切な対応と「新しい生活様式」に移行する必要がある。

受講生や従業員等に対して、本ガイドラインを遵守していることを周知し、十分な説明を行うことにより、ご理解とご協力いただくように努めることが重要である。

2. 感染症の状況別の対応について

(1)国内で感染が発生した時期

⇒感染拡大防止対策を検討・実施する

- ・拡大期に備え、オンライン授業・テレワーク等を検討、または実施する。

(2)新規感染者数が増加・感染がまん延している時期

⇒感染の最小化を目指す

- ・一時休業を検討または実施すると同時に、対面授業を最大限控え、オンライン授業を実施する。
- ・対面でなければ実施できない授業等は、振替授業等の実施などにより授業を行う時期を改める。
- ・やむを得ず対面授業等を継続する際は、感染症拡大防止対策を徹底する。

- ・テレワーク・時差出勤等により、極力人と人との接触機会を減らす。

(3) 新規感染者数が限定的となった時期

⇒気を緩めず感染拡大防止対策を継続する

- ・オンライン授業の実施に加え、少人数授業等の対面授業の再開を検討、または実施する。

(4) 新規感染者数が再び増加している時期

⇒早期の終息を目指す

- ・一時休業を検討または実施すると同時に対面授業を最大限控え、オンライン授業を実施する。
- ・やむを得ず対面授業等を継続する際は、感染症拡大防止対策を徹底する。
- ・テレワーク・時差出勤等により、極力人と人との接触機会を減らす。

3. 感染症拡大防止対策について

感染の状況は地域によって異なるため、地域毎の要請に応じて強化または緩和する等、臨機応変に対応することが望ましい。

(1) 受講生向け・従業員向け・事業所内での感染拡大防止対策

① 受講生向けの対応例

- ・受講前の検温にご協力いただき、発熱や軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ)があった場合は、受講を控えていただくこと。
- ・発熱等がある方のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合受講を控えていただくこと。
- ・受講自粛を求める条件は、あらかじめホームページやメール、電話等で周知する。できれば施設内に表示する。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を依頼する。
- ・タオルの共用や手洗い時のハンドドライヤーの使用を避けペーパータオルを使用する、または個人でタオルを持参するよう依頼する。
- ・感染拡大防止のための対策についても、あらかじめホームページやメール、電話等で周知し、施設内でも掲示することで協力を要請する。

② 従業員、講師等向けの安全確保のための実施例

- ・従業員の出勤前の検温を徹底し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、出勤さ

せず自宅待機を基本とする。

※新型コロナウイルス感染についての相談の目安とされていた「37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合」とする基準は見直されている。

- ・新型コロナウイルス感染についての相談の目安（具体的な目安は以下を参照）を従業員、講師等に周知し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談するよう促すこと。

※相談の目安

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

重症化しやすい方：高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

◆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ・発熱等がある方のみならず、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を基本とする。
- ・咳エチケット、マスク又はフェイスシールドの着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・タオルの共用や手洗い時のハンドドライヤーの使用を避け、ペーパータオルを使用する、または個人でタオルを持参するよう依頼する。
- ・地域の感染状況や欠席状況を把握する。
- ・地域の状況に応じて、不要不急の外出や大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所（クラスターが発生するリスクの高い場所）の外出を自粛するよう依頼する。
- ・高齢者や持病のある従業員、講師等については、感染した場合の重症化リスクが高いため、事業者側もより慎重かつ徹底した対応を検討する。
- ・可能な限りテレワークやローテーション勤務、時間短縮勤務を行う。
- ・時差出勤を行い、ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
- ・電話会議やオンライン会議への変更、不要不急と判断できる会議、会合、研修等を中止または延期する

③ 事業所内での安全確保のための実施例

- ・密にならないようにひとクラスの受講生数を調整する。
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所をできるだけ少なくする。
- ・不特定多数が接触する物品や場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイ

タッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、PC マウス、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、郵便受け等)は、定期的に清拭消毒する。

- ・消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使う。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不衛生になりやすいということに注意する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・教室や自習室、待合室、休憩スペース等における受講生同士及び講師との間隔を1～2m確保するよう努める。
- ・受講生の四方を空けた席配置をするなど、受講生同士の接触を極力少なくする。
- ・対面する機会をできるだけ避ける。(必要に応じたフェイスシールドの装着、ビニールカーテン等の設置)
- ・常時マスクを着用し、受講生と従業員または講師、受講生同士、従業員や講師同士が至近距離で会話する環境を避ける。会話する場合は、1～2mの距離を確保しマスクを着用する。
- ・風通しの悪い空間をなるべく作らないためにこまめな換気を心がける。(扇風機の活用や2方向の窓を同時に開ける)
- ・トイレ(感染リスクが比較的高いと考えられる場所)の便器内は通常清掃、不特定多数の方が接触する場所(洗浄装置ボタン、ドアノブ、ペーパーホルダー等)は清拭消毒を行う。トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・休憩スペースでは休憩を分散する等一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。会話する際はマスクを着用する。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・休憩スペースで共有するテーブル、椅子等、不特定多数の手が触れるところは定期的に消毒する。
- ・休憩スペースを従業員・講師が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ってから廃棄する。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は必ず石鹸と流水で手を洗う。

(2)休業・再開の考え方

- ・都道府県知事からの施設の使用の制限・休止の要請があった際は、適切に対応する。
- ・事業所の所在する地域の学校が臨時休校を行った場合、対面授業の休止を検討する。
- ・政府の緊急事態宣言が解除された地域、新規感染者数が限定的となり対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があるため最大限の感染予防対策を講じる。

(3) 指導形態の考え方

① 国内で感染が発生した時期

- ・オンライン授業や自宅学習を検討するとともに、オンライン授業を組み合わせた形で、受講生同士及び講師との接触を少なくするために対面授業の縮小を検討する。

② 新規感染者数が増加・感染がまん延している時期

- ・オンライン授業や自宅学習を主体とする。
- ・オンライン授業に完全に切り替えられない場合は、感染症拡大防止対策の各項目を徹底する。※3. 感染症拡大防止対策について(1) ①②③を参照

③ 新規感染者数が限定的となった時期

- ・オンライン授業や自宅学習の実施とあわせて、少人数授業等の対面授業の再開を検討、または実施する。

④ 新規感染者数が再び増加している時期

- ・オンライン授業や自宅学習を主体とする。
- ・オンライン授業に完全に切り替えられない場合は、感染症拡大防止対策の各項目を徹底する。※3. 感染症拡大防止対策について(1) ①②③を参照

⑤ その他

- ・指導形態は、講師、従業員の安全衛生の確保にも十分に考慮した上で検討する。

4. 受講者や従業員に感染症の疑いがある場合や感染が判明した場合

(1) 感染症の疑いがある場合の対応

- ・体温測定等により症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行うことが望ましい。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる時は、自宅で休養するよう助言する。
- ・受講者の場合は、必要に応じて家族に連絡をとり、記録をもとに症状や経過を正確に伝えるとともに、適宜医療機関等に相談して指示を受ける。
- ・家族に対して地域や事業所内での感染症の発生状況等について情報を提供し、家族から、医療機関での受診結果を速やかに伝えてもらう。

(2) 感染が判明した場合の対応

- ・市区町村や保健所等、地域の関係機関と速やかに連携を図り、感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を迅速に報告するとともに、助言・指示を求める。
- ・感染が判明した場合は、治癒するまで通学及び出勤を停止する。

- ・感染者の濃厚接触者に特定された場合、又は過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から 2 週間の通学及び出勤を停止する。
- ・事業所内を適切に消毒する。
- ・事業者の責任の下、感染症の発生状況および感染者と接触者の健康状態について記録する。この際には、受講者に関する事項だけでなく、従業員の健康状態も記録する。
- ・事業所の休業について保健所等地域の関係機関と相談の上判断する。

5. 参考資料

(1) 新しい生活様式

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>

(2) 職業能力開発施設における新型コロナウイルス感染症予防に向けた具体的な対策について 令和 2 年 6 月 1 日 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

<https://www.jeed.or.jp/js/shien/om5ru8000002tvq-att/q2k4vk0000032vjo.pdf#search=%E8%81%B7%E6%A5AD%E8%83BD%E5%8A9B%E9%96%8B%E7%99%BA%E6%96BD%E8%A8AD%E3%81AB%E3%818A%E3%8191%E3%828B%E6%96B0%E5%9E8B%E3%82B3%E3%83AD%E3%838A%E3%82A6%E3%82A4%E3%83AB%E3%82B9%E6%849F%E6%9F93%E7%9787%E4BA%88%E998%B2%E3%81AB%E5%9091%E3%8191%E3%819F%E5%85B7%E4BD93%E7%9A84%E3%81AA%E5AF%BE7AD96%E3%81AB%E3%81A4%E3%8184%E3%81A6>

- ・業能力開発施設における新型コロナウイルス感染防止の具体的な対策、取組みについて掲載されている。

(3) 新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応について

令和 2 年 6 月 3 日 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

<https://www.jeed.or.jp/js/shien/q2k4vk000002vhs9-att/q2k4vk0000032scp.pdf>

- ・求職者支援訓練の受講者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の取り扱いが掲載されている。

(4) 求職者支援訓練実施機関に対する新型コロナウイルス感染防止対策に関する取組みへのご協力をお願いについて

令和 2 年 6 月 5 日 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

<https://www.jeed.or.jp/js/shien/q2k4vk000002vhs9-att/q2k4vk00000330ac.pdf>

- ・「求職者支援訓練実施機関における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた確認リスト」に基づいた訓練実施機関の感染症防止対策の要請が掲載されている。

(5) 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について
令和2年8月7日 厚生労働省労働基準局長

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000657471.pdf>

- ・事業者の職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理強化について最新の状況を踏まえた留意事項等がまとめられている。職場における新型コロナウイルス感染症大を防止するためのチェックリスト」、助成金、陽性者が発生した時の対応、集団感染事例、労災認定事例等も掲載されている。

(6) 今後想定される感染状況と対策について

令和2年8月7日 新型コロナウイルス感染症対策分科会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kongo_soutei_taisaku.pdf

- ・感染状況を判断する指標と数値基準を提示している。ステージによって講ずべき施策が提案されている。

以上